第六号様式別表四の一一の四の表中「適格組織再編成に係る」を「適格合併等に係る」に改め、同様式別表四の一一の四記載要領２⑴中「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一一の四記載要領２⑵中「当該法人」を「平成22年９月30日までの間に当該法人」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一一の四記載要領２⑶中「、被現物出資法人」を「若しくは被現物出資法人」に、「被事後設立法人（同条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」を「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」に、「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、」を「適格分割等（適格分割（法人税法第２条第12号の11に規定する適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」に、「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。」を「適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。」に、「を行った」を「が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。」を「若しくは現物出資法人（法人税法第２条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。」に、「（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。」を「（平成22年旧法人税法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。」に改め、同様式別表四の一一の四記載要領４中「を行った」を「が行われた」に、「、適格現物出資」を「若しくは適格現物出資」に改める。

第六号様式別表四の一一の五記載要領２⑴中「当該法人を」を「平成22年９月30日までの間に当該法人を」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一一の五記載要領２⑵中「、現物出資法人」を「若しくは現物出資法人」に、「事後設立法人（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」を「事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」に、「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、」を「適格分割等（適格分割（法人税法第２条第12号の11に規定する適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」に、「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」を「適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」に、「を行った」を「が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六号様式別表四の一一の六の表中「適格組織再編成に係る」を「適格合併等に係る」に改め、同様式別表四の一一の六記載要領２⑴中「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一一の六記載要領２⑵中「当該法人」を「平成22年９月30日までの間に当該法人」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一一の六記載要領２⑶中「、被現物出資法人」を「若しくは被現物出資法人」に、「被事後設立法人（同条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」を「被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。）」に、「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、」を「適格分割等（適格分割（法人税法第２条第12号の11に規定する適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」に、「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。」を「適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。」に、「を行った」を「が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。」を「若しくは現物出資法人（法人税法第２条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。」に、「（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。」を「（平成22年旧法人税法第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。」に改め、同様式別表四の一一の六記載要領４中「を行った」を「が行われた」に、「、適格現物出資」を「若しくは適格現物出資」に改める。

第六号様式別表四の一一の七記載要領２⑴中「当該法人を」を「平成22年９月30日までの間に当該法人を」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同様式別表四の一一の七記載要領２⑵中「、現物出資法人」を「若しくは現物出資法人」に、「事後設立法人（同条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」を「事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第２条第12号の６に規定する事後設立法人をいう。）」に、「適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、」を「適格分割等（適格分割（法人税法第２条第12号の11に規定する適格分割（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは」に、「適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」を「適格事後設立（平成22年旧法人税法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）」に、「を行った」を「が行われた」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六号様式別表四の四記載要領１中「第53条第31項」を「第53条第26項」に、「同条第45項」を「同条第40項」に、「同条第46項」を「同条第41項」に改める。

第六号様式別表五の表中「所得金額又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉛又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）」を「所得金額又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉟又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊹）」に、「非適格合併又は非適格分割型分割」を「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等」に改める。

第六号様式別表五の一一の表中「資本金等の額下表２㉓又は別表５の２の３②、別表５の２の３⑰若しくは別表５の２の３⑳」を「資本金等の額下表２㉓又は別表５の２の３②、別表５の２の３⑲若しくは別表５の２の３㉑」に、「控除額計別表５の２の３⑫、別表５の２の３㉕若しくは別表５の２の３㉚又は別表５の２の４⑩」を「控除額計別表５の２の３⑫、別表５の２の３㉖若しくは別表５の２の３㉛又は別表５の２の４⑩」に改め、同様式別表五の一一記載要領２中「記載すること。」を「記載し、同条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「（第６号様式⑳＋同様式㉑）」とあるのは「（第６号様式⑳＋同様式㉑－別表11㉟）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表11㉟）」として計算した金額を記載すること。また、当該欄には、租税特別措置法第59条の２又は同法第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の㉞）又は法人税の明細書（別表４の２付表の㊸）の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。」に改め、同様式別表五の一一記載要領２の次に次の記載要領を加える。

３　「当該事業年度の月数　⑫」の欄は、法第72条の21第２項、第３項又は第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。